

# 「食品衛生法において定められた公衆衛生上必要な措置の実施のためのガイドライン案」に関する御意見の募集について

令和元年 7 月 19 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課

平成 30 年 6 月 13 日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）の施行に伴い、施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置を厚生労働省令で定めることとなりましたが、その実施のためのガイドラインを策定する予定です。

つきましては、別添のガイドライン案の概要について、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

## 記

### 1 意見の提出方法

御意見をまとめ、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合  
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。
- (2) 郵送の場合  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課宛  
\* 封筒に「食品衛生法において定められた公衆衛生上必要な措置の実施のためのガイドラインについて」と朱書きしてください。
- (3) F A X の場合  
F A X : 03-3503-7964  
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課宛  
\* 表題に「食品衛生法において定められた公衆衛生上必要な措置の実施のためのガイドラインについて」と明記してください。

### 2 意見の提出上の注意

提出される御意見は日本語に限ります。また、個人の方は氏名・住所・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名・所在地・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください。提出していただいた御意見については、氏名（法人名）、住所（所在地）及び連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。また、連絡先については、いただいた御意見の内容に対する確認の連絡以外の用途では使用しません。

### 3 意見提出の締切日

令和元年 8 月 17 日（土）（郵送の場合同日必着）